

12-③ 暴風警報、暴風雪警報又は特別警報発令時、交通機関不通時の授業及び試験の取扱いについて

授業及び試験の中止

次の1～3のいずれかの状況が発生した場合は、授業及び試験を中止する。

1. 気象警報の発令

京都府南部(京都・亀岡・南丹・京丹波・山城中部・山城南部のいずれかの地域)に暴風警報、暴風雪警報又は特別警報が発令された場合、次のとおり授業及び試験を中止する。

警報発令の状況	授業及び試験の中止
午前7時00分現在発令中の場合	1・2講時を中止 ※午前10時30分までに解除された場合は3講時から実施
午前10時30分現在発令中の場合	全講時中止

警報が授業開始後に発令されたときは、原則としてその講時の授業は平常どおり実施し、次の講時以後を中止する。ただし、状況により、警報発令と同時に以後の授業を含めて中止することがある。

また、緊急一斉の退構が危険であると判断される場合は、学生の安全に十分配慮の上、構内にとどめる場合がある。

2. 交通機関の不通

下記の(a)又は(b)のいずれかに該当する場合、(c)のとおり授業及び試験を中止する。

(a) 京都市営バスと京都市営地下鉄が同時に全面不通の場合

(b) 下表の3つ以上の交通機関が同時に全面又は一部不通の場合

交通機関	対象区間
JR西日本	京都駅発着の在来線
阪急電鉄	梅田～河原町
京阪電気鉄道	中之島・淀屋橋～出町柳
近畿日本鉄道	西大寺～京都

(c) 不通の場合の授業及び試験の中止

不通の状況	授業及び試験の中止
午前7時00分現在不通の場合	1・2講時を中止 ※午前10時30分までに運行再開された場合は3講時から実施
午前10時30分現在不通の場合	全講時中止

授業開始後に不通となったときは、原則としてその講時の授業及び試験は平常どおり実施し、次の講時以後を中止する。ただし、状況により、その講時から授業及び試験を中止することがある。

3. その他

その他の状況において、授業及び試験を中止することが適切であると学長が認めた場合。

その他の事項

- 中止となった授業の振替措置については、掲示等により連絡する。
 - 試験期間中にこの措置が適用された場合、当該試験に関しては別途掲示により連絡する。
 - 教育実習など、大学キャンパス以外で実習を実施している場合における暴風警報、暴風雪警報又は特別警報発令時、交通機関不通時の対応は、大学のキャンパスにおける取扱いに準拠することを基本とするが、具体的な対応については事前に教務課・学事課に相談すること。
 - 各自の居住区域に係る暴風警報、暴風雪警報又は特別警報発令・災害等発生時、交通機関不通時は、各自の判断で安全確保に努めること。欠席については、教務課・学事課で「欠席連絡票」を受取り、記入して各授業担当者に提出することができる。
- ただし、警報が解除された場合、交通機関の不通が解消した場合は、速やかに授業開始時間までに登校すること。
- 特に「特別警報」が発令された場合は、ただちに命を守る行動をとること。